

3月定例総会議事録

1. 開催日時 令和6年3月18日（月）午前10時～10時31分
2. 開催場所 宇部市男女共同参画センター・フォーユー 3階 軽運動室
（宇部市琴芝町一丁目2番5号）
3. 出席委員 会 長 原田 秀一
職務代理 上田 直樹
委 員 内山 信行、江本 政彦、河崎 貫一郎、縄田 加奈江、
正司 浩幸、磯部 恵子、村田 信男、河村 守浩、
関谷 利彦、原野 英雄、富永 茂巳、野村 文雄、
阿部 利男、壹岐 浩二、大草 知子
・・・（17人）
4. 欠席委員 岡田 保子・・・（1人）
5. 議事日程
第1 議事録署名委員の指名
第2 付議事項
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について
議案第3号 非農地証明について
議案第4号 農用地利用集積計画（案）の審査について
議案第5号 令和6年度最適化活動の目標の設定等について
議案第6号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について
議案第7号 宇部市農業委員会現況確認書交付要綱の改正について

第3 報告事項
報告第1号 公共事業の施行に伴う農地転用通知書について
報告第2号 農地所有適格法人報告書について
6. 事務局 河村局長、石川局長補佐、高瀬係長

議 長： 定刻となりましたので、3月の定例総会を開会します。
事務局から諸般の報告をお願いします。

事務局： それでは諸般の報告をします。
本日の出席人数ですが、ただ今の出席委員は17人です。
本日の議事は、議案第1号から第7号までの付議事項26件及び報告事項2件です。

議 長： 本日の委員18人中17人出席ですので、総会は成立しています。
本日の議事録署名委員については私から指名します。小野地区の野村委員、西岐波地区の村田委員をお願いします。
なお、書記については、事務局職員に対応させます。
ただ今の事務局報告に質疑等はありませんか。

（質問、意見なし）

議 長： それでは、これより議事に入ります。
議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、地区単位で一括して上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局： 議案書は 1 ページの東岐波地区の議案 7 0 番について説明します。
本件について事前質問はありませんでした。また、申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長： 東岐波地区の 1 件について、質問、意見等ありますか。
(質問、意見なし)

議 長： 東岐波地区よろしいですか

正司委員： はい。

議 長： 採決に入ります。東岐波地区の 1 件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、7 0 番は許可します。事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は 3 ページの厚東地区の議案 7 1 番について説明します。
本件について事前質問はありませんでした。また、申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長： 厚東地区の 1 件について、質問、意見等ありますか。
(質問、意見なし)

議 長： 厚東地区よろしいですか

河村委員： はい。

議 長： 採決に入ります。厚東地区の 1 件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、7 1 番は許可します。
次に、議案第 2 号、農地法第 5 条の規定による転用許可申請について、地区単位で一括して上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は 5 ページの旧市地区の議案 1 7 7 番について説明します。
本件について事前質問はありませんでした。また、立地及び一般基準の許可要件はすべて満たしています。

議 長： 旧市地区の 1 件について、質問、意見等ありますか。
(質問、意見なし)

議 長： 旧市地区よろしいですか

内山委員： はい。

議 長： 採決に入ります。旧市地区の１件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、１７７番は許可します。事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は７ページ、９ページの厚南地区の議案１７８番、１７９番について説明します。

２件について事前質問はありませんでした。また、いずれも立地及び一般基準の許可要件はすべて満たしています。

議 長： 厚南地区の２件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 厚南地区よろしいですか。

河崎委員： はい。

議 長： 採決に入ります。厚南地区の２件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、１７８番、１７９番は許可します。事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は１１ページ、１３ページの東岐波地区の議案１８０番、１８１番について説明します。

２件について事前質問はありませんでした。また、いずれも立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしています。

議 長： 東岐波地区の２件について、質問、意見等ありますか。

大草委員： 集合住宅３棟で駐車場４３台ということですが、これは適正な数値なのでしょうか。

議 長： 事務局、分かりますか。

事務局： 集合住宅３棟で戸数としては全部で２４戸であり、１戸当たり１台から２台分確保するとのことで数値的には適正と考えます。

大草委員： ありがとうございました。

議 長： 今頃は、集合住宅で１部屋２台、来客用でだいたい８台から１０台無いと、集合住宅の経営は成り立たないという状況のようです。申請地においても駅から遠いですし、移動に車が必要ということですね。

その他、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

東岐波地区よろしいですか。

正司委員： はい。

議 長： 採決に入ります。東岐波地区の２件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、１８０番、１８１番は、許可します。事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は１５ページから３０ページまでの西岐波地区の議案１８２番から１８９番までの８件です。

８件について事前質問はありませんでした。また、いずれも立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしています。

議 長： 西岐波地区の８件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 西岐波地区よろしいですか。

村田委員： はい。

議 長： 採決に入ります。西岐波地区の８件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、１８２番から１８９番までは許可します。
次に、議案第３号非農地証明申請について、一括して上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は３１ページから４４ページの議案７９番から８５番までの７件です。
訂正表にありますとおり、４２ページの議案８４番の位置図に訂正があります。
いずれの議案も事前質問はありませんでした。申請地の現況は議案書に記載のとおりです。

議 長： 訂正表がありますのでご覧ください。
本件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 採決に入ります。本件について議案書記載のとおり証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、全件について承認・証明することとします。
次に、議案第４号、農用地利用集積計画（案）の審査ですが、厚東地区及び二俣瀬地区において委員に関する事項があるため、まずは厚東地区について審査し、続いて二俣瀬地区について審査し、そのあとに厚東地区、二俣瀬地区以外の審査を行います。
それでは、農業委員会等に関する法律第３１条第１項の規定により、河村委員の退席を求め、まずは厚東地区について審査します。

（河村委員退出 １０：１４）

議 長： 事務局、厚東地区の説明をお願いします。

事務局： 議案書は５１ページ、５２ページです。
本件について事前質問はありませんでした。農業経営基盤強化促進法に基づく農地の貸借による利用権の設定の審査です。内容は議案書に記載のとおりです。

議 長： 本件について、質問、意見等ありますか。

（質問意見なし）

議 長： 厚東地区よろしいですか。

関谷委員： はい。

議 長： 採決に入ります。本件について原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長： 全員賛成ですので、厚東地区は原案どおり決定します。
河村委員、席にお戻りください。

（河村委員入室 １０：１６）

議 長： 続いて、上田職務代理の退席を求め、二俣瀬地区について審査します。

（上田職務代理退出 １０：１７）

議 長： 事務局、二俣瀬地区の説明をお願いします。

議案書は５３ページ、５４ページです。
本件について事前質問はありませんでした。農業経営基盤強化促進法に基づく農地の貸借による利用権の設定の審査です。内容は議案書に記載のとおりです。

議 長： 本件について、質問、意見等ありますか。

（質問意見なし）

議 長： 二俣瀬地区よろしいですか

原野委員： はい。

議 長： 採決に入ります。本件について原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、二俣瀬地区は原案どおり決定します。
上田職務代理、席にお戻りください。

(上田職務代理入室 10:18)

続いて、厚東地区、二俣瀬地区以外の審査を行います。
事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は45ページから50ページ及び55ページから62ページまでです。
本件について事前質問はありませんでした。農業経営基盤強化促進法に基づく農地の貸借による利用権の設定の審査です。内容は議案書に記載のとおりです。

議 長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問意見なし)

議 長： 採決の前に該当地区ごとに取りまとめたいと思います。
東岐波、西岐波、厚南、小野、船木、万倉、吉部の委員さん、よろしいでしょうか。

(各地区委員異議なし。吉部については事務局から地区協議会の結果を報告)

議 長： 採決に入ります。本件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第4号は原案どおり決定します。
次に、議案第5号令和6年度最適化活動の目標の設定等について上程します。
事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は、別紙です。
これは、令和6年度の最適化の目標を定めるものであり、国の通知により、前年度末に定めることとされていることから、今回の総会に諮るものです。
詳しい内容については各地区協で説明いたしましたので、主な部分についてのみ説明します。

1ページは、委員数や管内農業者、農地面積等の基礎数値を示しています。

2ページ上段は、農地の集積面積の目標を定めるものです。

最終的な集積率の目標として、「令和14年度末には60%」と定め、今年度はその目標に向けて逆算した数値を目標として定めています。

2ページ下段は、遊休農地の解消面積目標を定めるものです。

国からの通知に基づき、令和5年度と同じ「5.7ha」として定めています。

3ページ上段は、新規参入者に対する貸付可能面積の目標を定めるものです。

3ページ中段からは、委員の活動目標を示しています。

ひとりひとりの活動日数の目標は今年度と同様「月に3日」としています。

下段の各目標も令和5年度同様の目標設定となっています。

なお、目標内の（集計中）と記載している部分については、数値が確定次第修正し、次回の総会で諮らせていただきます。

議 長： 本件について、質問、意見等ありますか。

（質問意見なし）

議 長： 採決に入ります。承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長： 全員賛成ですので、本件については承認します。
次に、議案第6号農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について、上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は、別紙です。

これは、改正農業委員会法により、各農業委員会で指針を定めることとされていることから、令和5年に暫定的に改正した農業委員会の指針を、改めて10年後に向けた目標を定めた指針とし、今回の総会に諮るものです。

議案第5号と同様、主な部分のみ説明します。

それぞれの目標数値は、県及び市における目標に合わせて設定しています。

3ページは、遊休農地の発生防止・解消についての活動内容を定め、目標数値としては令和14年度末に「0%」としています。

4ページは、担い手への農地利用の集積・集約化についての活動内容を定め、目標数値としては令和14年度末に「60%」としています。

5ページは、新規参入の促進についての活動内容を定め、目標数値としては、毎年の新規参入者数を「1個人・1法人」と定めたものです。

また、今後、委員改選に合わせて3年ごとに見直していくものであるため、各項目の目標数値においても、10年後と3年後のそれぞれの目標数値をお示ししています。

議 長： はい、ありがとうございました。

本件について、質問、意見等ありますか。あくまでもこれは目標です。これに向けて頑張ってください。本件について、質問、意見等ありますか。

（質問意見なし）

議 長： 採決に入ります。承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長： 全員賛成ですので、本件については承認します。
次に、議案第7号宇部市農業委員会現況確認書交付要綱の改正について、上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は別紙です。なお、地区協議会での議論を踏まえ、改正の文言に修正を加えましたので、訂正表もあわせて御覧ください。

これは、非農地認定基準において、これまでの再生実現の困難性の観点に、孤立、不整形、狭小又は接道が無いなど農地としての再活用実現の困難性の観点を加え見直したものです。

また、申請様式についても、5ページのとおりに、現況確認書の用途やニーズの把握のため申請の目的の項目を追加しています。

議 長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問意見なし)

議 長： それでは採決します。承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、本件については承認します。
付議事項は終わりました。
次に報告事項に入ります。事務局、説明をお願いします。

事 務 局： 総会報告事案は2件あります。順に説明します。。
報告第1号、議案書は63ページです。宇部市下水道整備課からの、東岐波地区に所在する農地について公共事業の施行に伴う付近住民の臨時駐車場及び資材置場等のため一時転用する旨の通知です。
次に報告第2号、議案書は64ページ、65ページです。市内に事業所を有する農地所有適格法人から、農地法に基づき直近会計年度の事業の報告があり、その写しと確認結果です。

議 長： ただ今の報告事案について質問等はよろしいですか。これは報告事項であり了解いただきたいと存じます。
事務局から連絡等はありませんか。

(事務局から次回日程等について連絡)

議 長： すべての議事が終わりました。
これを持ちまして、3月定例総会を閉会します。

(終了時間 10:31)